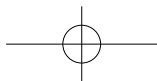
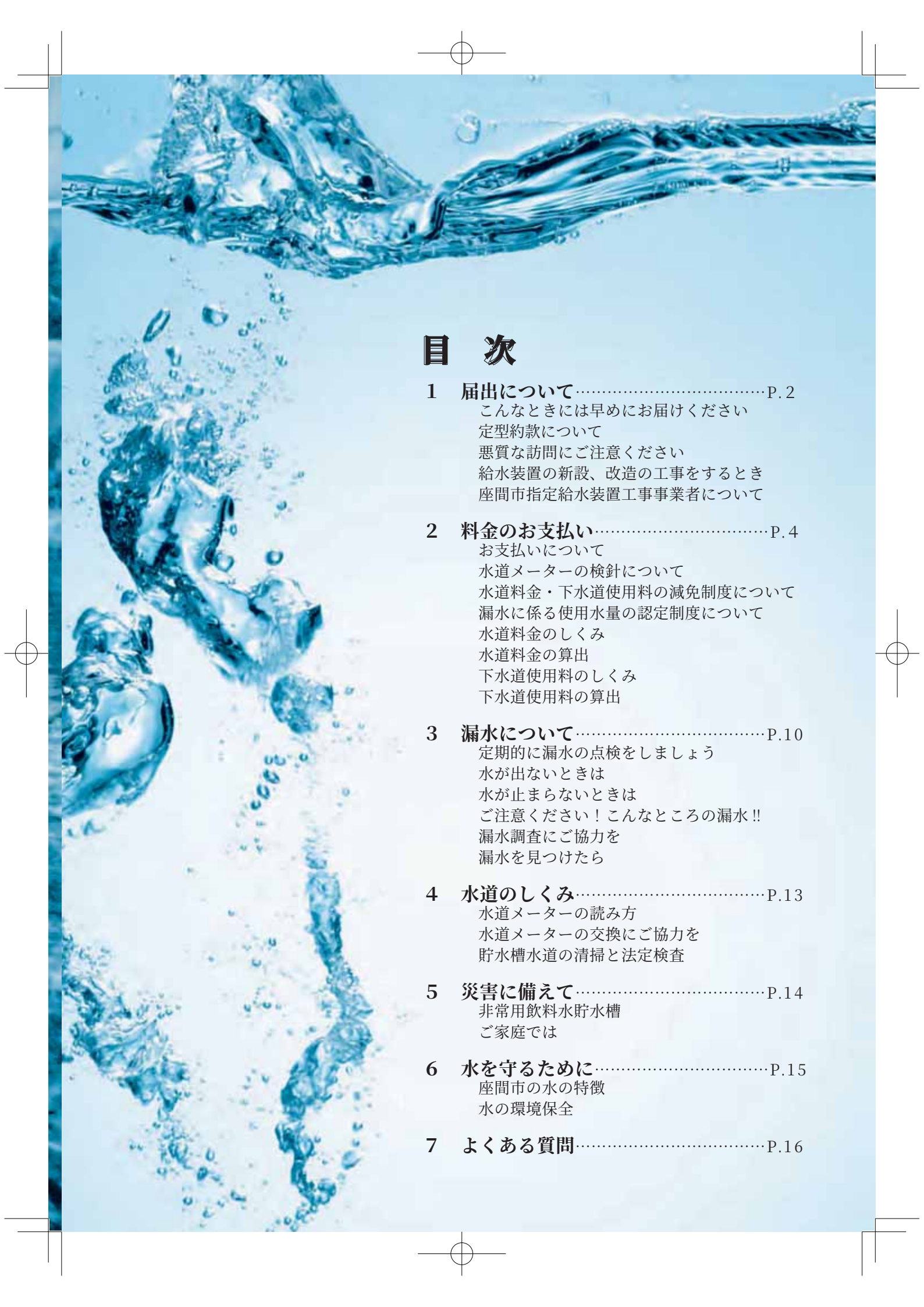


保存版

さまの 水道





目 次

- 1 届出について……………P. 2
 - こんなときには早めにお届けください
 - 定型約款について
 - 悪質な訪問にご注意ください
 - 給水装置の新設、改造の工事をするとき
 - 座間市指定給水装置工事事業者について
- 2 料金のお支払い……………P. 4
 - お支払いについて
 - 水道メーターの検針について
 - 水道料金・下水道使用料の減免制度について
 - 漏水に係る使用水量の認定制度について
 - 水道料金のしくみ
 - 水道料金の算出
 - 下水道使用料のしくみ
 - 下水道使用料の算出
- 3 漏水について……………P.10
 - 定期的に漏水の点検をしましょう
 - 水が出ないときは
 - 水が止まらないときは
 - ご注意ください！こんなところの漏水！！
 - 漏水調査にご協力を
 - 漏水を見つけたら
- 4 水道のしくみ……………P.13
 - 水道メーターの読み方
 - 水道メーターの交換にご協力を
 - 貯水槽水道の清掃と法定検査
- 5 災害に備えて……………P.14
 - 非常用飲料水貯水槽
 - ご家庭では
- 6 水を守るために……………P.15
 - 座間市の水の特徴
 - 水の環境保全
- 7 よくある質問……………P.16

1 届出について

こんなときには早めにお届けください

水道の使用開始	● 引っ越しをしてきたとき ● ハウスクリーニングなどで一時的に使用するとき
水道の使用中止	● 引っ越しをするとき ● 家の増改築などで、一時的に水道を使用しなくなるとき ● 長期間水道を使用しないとき
届出内容の変更	● 使用者や所有者が変わったとき ● 減免を受けている方で、世帯人数の変更や資格がなくなったとき ● メーターを共有しているアパートなどで、入居世帯数が変わったとき

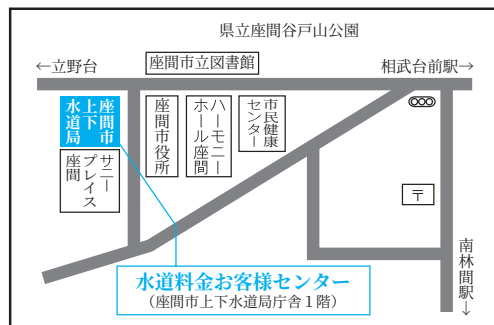


1. 使用開始時、水が出ないときには、メーターボックス内にある補助止水栓（メーターバルブ）を回して開栓してください。
2. 中止するときは、5日前までにご連絡ください。中止のご連絡がない場合、使用していても料金がかかりますのでご注意ください。

届出の方法

水栓番号、住所、氏名、電話番号、使用開始日又は中止日を、窓口・電話・FAX・郵送・電子申請・LINE 申請のいずれかの方法で届出してください。使用中止の場合は、併せてご希望の精算方法をご連絡願います。

連絡先



水道料金お客様センター(上下水道局庁舎1階)
〒252-0021 座間市緑ヶ丘一丁目3番1号
電話 046-266-5520 FAX 046-266-5524
営業時間 午前8時30分～午後8時
定休日 12月30日～1月3日(年末年始)
※FAX・郵送の場合、届出用紙は市ホームページ
《<https://www.city.zama.kanagawa.jp/>》
書式ダウンロードから入手できます。

※座間市では、水道料金及び下水道使用料のお支払いに関する事や、水道の使用開始、中止の受付、水道メーターの検針などの料金徴収に係る業務を民間業者に委託しています。委託業者が訪問するときには、必ず座間市公営企業管理者発行の「受託者証」を携帯していますので、提示を求め、ご確認ください。

電子申請

詳しくはe-kanagawa 電子申請のホームページ
《<https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/toppage-t/>》をご覧ください。

電子申請は
こちら



LINE 公式アカウントからの申請

詳しくはLINE 公式アカウントのホームページをご覧ください。

友だち追加は
こちら



※水栓番号とは

お客様がお使いになる水道に付された固有の番号で、お客様の給水装置や水道水の供給について管理するためのものです。

水栓番号は、家屋又は建物（部屋）へ事前に投函（設置）させていただいている「使用開始申込書」に記載されています。また、玄関ドアの上部や雨どいなど門戸から見えるところに水栓番号のシールが貼ってあることが多いです。



水栓番号シール

定型約款について

「座間市水道事業給水条例」及び「座間市水道事業給水条例管理規程」が給水契約や給水装置工事申請の契約内容になります。詳しくは市ホームページをご覧ください。

悪質な訪問にご注意ください

上下水道局の職員や上下水道局から依頼を受けた業者を装い、必要のない工事、検査又は物品の販売などによって高額な料金を請求する悪質な訪問販売の被害が発生しています。

※上下水道局の職員や上下水道局から依頼を受けた業者が訪問するときには、必ず座間市公営企業管理者発行の「身分証明書」や「受託者証」を携帯していますので、提示を求め、ご確認ください。

給水装置の新設、改造の工事をするとき

- ◆給水装置の工事は、事前に申請が必要です。
- ◆給水装置の工事は、座間市指定給水装置工事事業者でないと行えません。
- ◆工事費用は、お客様の負担になります。あらかじめ座間市指定給水装置工事事業者に詳細を確認することをお勧めします。
- ◆新たに給水装置を設置したり、給水管の口径を大きくするなどの工事を行う場合は、審査手数料及び水道利用加入金が必要になります。

担当：水道施設課管理係 046-252-7509

座間市指定給水装置工事事業者について

給水装置の新設、改造、又は撤去の工事をするときに、水質等の安全を確保するため、水道法に基づき座間市が施工業者の指定を行っています。業者の一覧については、担当までお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

担当：水道施設課管理係 046-252-7509

2 料金のお支払い

お支払いについて

水道料金は、2カ月に1度水道メーターを検針し、公共下水道に接続している場合は、下水道使用料と合わせて請求しています。お支払いについては、「納入通知書」、「口座振替」又は「クレジットカード」のいずれかをお選びください。

納入通知書	検針した月の月末に「水道料金・下水道使用料納入通知書」を郵送します。	
	お支払い	●水道料金お客様センター、座間市役所(1階金融機関派出所)、座間市役所各出張所、納入通知書裏面記載の取扱金融機関、コンビニエンスストア(請求金額が30万円以下のものに限り)、PayPay(請求金額が30万円以下のものに限り)で納期期限までにお支払いください。
おすすめ 口座振替	お客様のご指定の口座から料金が自動的に支払われる便利で安全な制度です。	
	口座振替日	●検針した月の翌月7日が振替日になります。(金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日) ●残高不足等で振替ができなかった場合は、検針月の翌々月の7日(金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日)に再度振替します。
	領収書	●次回検針時の「使用水量のお知らせ」に記載してお届けします。
	申込方法	●水栓番号を確認し、「口座振替依頼書」に必要事項を記入のうえ、下記の取扱金融機関へ預金通帳と届出印を持参し、直接お申込みください。 ●「口座振替依頼書」は、取扱金融機関(座間市内の支店のみ)や各出張所に置いてあります。水道料金お客様センターにお問合せいただきますと、郵送することもできます。 ※お申込みからお手続完了まで2カ月程度かかります。お手続完了までは、納入通知書が郵送されますので、納入通知書にてお支払いください。
	取扱金融機関	《銀行》横浜 みずほ 三菱UFJ 三井住友 りそな 静岡 スルガ 神奈川 静岡中央 きらぼし ゆうちょ(郵便局) 《信用金庫》横浜 平塚 城南 《その他》さがみ農業協同組合 中央労働金庫 ※取扱金融機関等の名称は変更になる場合があります。



料金は期限内に納めましょう。お支払いが滞った場合、給水を停止することがあります。

クレジット カード (継続支払)	お客様のご登録したクレジットカードから継続的に支払われる制度です。	
	引 落 日	● 検針した月の翌月下旬～翌々月上旬（各カード会社の会員規約に基づいてお引き落としされます。）
	領 収 書	● 領収書の発行は行いません。クレジットカード会社から届く利用明細書などをご確認ください。
	登 録 方 法	● パソコン又はスマートフォンなどで、「F-REGI 公金支払い」申込サイトから新規申込手続きを行ってください。 ※登録には「使用水量のお知らせ」記載の「クレジットカード払いの手続き用番号」(P.6 ④参照)が必要です。 ※お申込みからお手続完了まで2カ月程かかります。 お手続完了までは、納入通知書が郵送されますので、納入通知書にてお支払いください。

F-REGI公金支払い
申込サイトは
こちら



水道メーターの検針について

水道メーターの検針は、2カ月に1度、東部地区（偶数月）と西部地区（奇数月）に分けて実施しています。検針結果は、ご使用になった水量と請求予定額を表示した「使用水量のお知らせ」を、各家庭の郵便受けなどに投函しますのでご確認ください。

なお、「使用水量のお知らせ」は口座振替済領収書も兼ねていますので、大切に保管してください。（領収書の再発行はできません。）

宅地内で漏水していると思われるときや、水道使用の登録が無いまま使用しているときは、お知らせと一緒に投函しています。

東部地区（偶数月）	西部地区（奇数月）
栗原中央・南栗原・相模が丘・小松原 ひばりが丘・東原・さがみ野・栗原（一部） 緑ヶ丘（一部）・西栗原（一部）	四ツ谷・新田宿・立野台・緑ヶ丘・明王 広野台・座間・相武台・栗原・西栗原 入谷東・入谷西

検針にご協力ください

- 検針の支障にならないよう、メーターボックス付近にある植木鉢などの障害物は別の場所に移動しておいてください。
- 犬は出入口やメーターボックスから離してつないでおいてください。
- 家の増改築や造園の際に、メーターボックスが室内・床下・車の下などにならないようにしてください。

担当：水道料金お客様センター 046-266-5520

「使用水量のお知らせ」の見方

使用水量のお知らせ

水栓番号	000000-000	メーター番号	0A-0000
------	------------	--------	---------

検査番号	地区整理番号	口径	用途
0000000	0000-000000-000	020	家事用

令和00年10月 検針分

今回指針	水道	96 m³	下水道	96 m³
前回指針		80 m³		80 m³
旧メーター使用水量		*****m³		*****m³
下水加減水量		*****		*****m³

ご使用量	16 m³	16 m³
------	-------	-------

前年同月使用水量 0m³ 検針員 座間

★クレジットカード払いの手続き用番号★

お客様番号 9999999999
確認番号 9999999999

水道料金	2,068 円	下水道使用料	1,969 円
(	188 円	(	179 円)

請求額	4,037 円
-----	---------

通 信 欄

水道料金 口座振替済領収書
下水道使用料
令和00年8月 検針分

領収金額 (円)	ご使用水量
4,037	16 m³
口座振替により	

水道料金	2,068 円	下水道使用料	1,969 円
(	188 円	(	179 円)

上記金額を 9 月 7日 口座振替により領収いたしました。

座間市公営企業管理者
(登録番号 T2800020000302)

次回振替日は 11月 7日です。

※()内は消費税及び地方消費税相当額(10%)です。
※使用中止等があった場合、請求額と異なることがあります。

①水栓番号

料金や引っ越しなどのお問い合わせのときにお知らせください。また、口座振替を希望されるお客様はお申し込みの際に水栓番号が必要になります。

②口径

水道メーターの口径の大きさにより、基本料金が決定します。

③ご使用量

今回の検針による2カ月分の使用水量です。料金算定の基本になります。

④クレジットカード払いの手続き用番号

クレジットカード払いのご登録時に必要となる番号です。

⑤請求額

使用された水量に対しての請求予定額が表示されます(公共下水道に接続されている方は、下水道使用料と合わせた請求額です。)



注意

この「使用水量のお知らせ」で料金のお支払いは出来ません。

⑥口座振替済領収書

口座振替を利用されているお客様は、前回検針分の料金を指定口座から振替させていただいた金額が表示されます。

水道料金・下水道使用料の減免制度について

お客様からの申請に基づき水道料金・下水道使用料の減免措置が適用される場合があります。手続き方法などは、水道料金お客様センターへお問い合わせください。対象の施設については、経営総務課料金係へお問い合わせください。

※申請書は、市ホームページからダウンロードできます。

認定条件（所得要件・資格要件いずれも満たしている場合が対象）

● 所得要件

同一居所にお住まいの方全員が市区町村民税の申告をしており、かつ全員が非課税であること。
ただし、生活保護を受けている方がいる世帯は除く。

● 資格要件

減免対象	減免額	添付書類
身体障害者手帳 1 級、2 級又は 3 級をお持ちの方が在宅している世帯	水道料金のうち基本料金を減免 下水道使用料のうち基本使用料を減免	身体障害者手帳の写し
療育手帳 A1、A2 又は B1 をお持ちの方が在宅している世帯		療育手帳の写し
精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方が在宅している世帯		精神障害者保健福祉手帳の写し
ひとり親福祉医療証をお持ちの方が在宅している世帯		ひとり親福祉医療証の写し



注意

1 月 1 日以降に他市町村から転入された方は、非課税であることを証明する書類が必要となります。
資格要件に該当する方が、長期入院又は施設入所等されている場合は、対象外となります。

減免制度の
ホームページは
こちら



漏水に係る使用水量の認定制度について

宅地内の漏水修理を行い、次の条件に該当する場合、お客様の申請に基づき、水道料金と下水道使用料の一部を減額する制度です。（漏水の修理については〔P.10 宅地内漏水修理について〕をご覧ください。）

水量認定の条件（次の要件全てを満たしている場合が対象）

- ①地下埋設管や壁体内部等、目視での確認が困難な箇所からの漏水の場合
- ②過去に水量認定された修理箇所と異なる場合
- ③給水装置工事事業者が漏水調査・修理を行った場合
- ④修理完了後 3 カ月以内に申請書を提出した場合
- ⑤水量が過去の実績（前回もしくは前年同期の水量）の 2 倍以上の場合（上水道のみ）

必要な書類

- 申請書 ※申請書は、市ホームページからダウンロードできます。
- 漏水修理の請求書又は領収書の写し
- 漏水修理の施工前及び施工後の写真

水量の認定制度の
ホームページは
こちら



水道料金・下水道使用料の算出方法

水道料金のしくみ

水道料金には、口径別の基本料金と使用水量に応じた従量料金の二部料金制を採用しています。

水道料金の算出

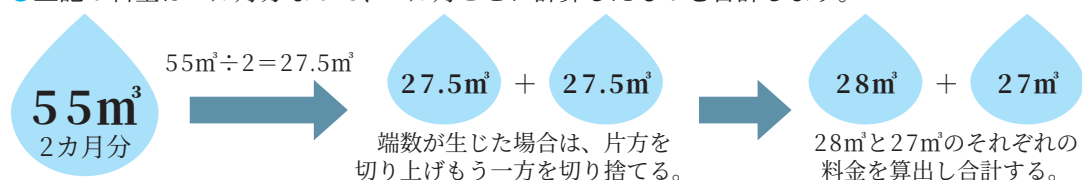
◆水道料金単価表《一般用》

(1カ月につき・消費税抜き)

基本料金 (口径別)		従量料金 (全口径共通)	
口径 (mm)	料金 (0m ³)	使用水量 (m ³)	料金 (1m ³ につき)
20以下	900円	1～8	5円
25	1,245円	9～20	125円
30	3,290円	21～30	155円
40	5,070円	31～60	205円
50	10,010円	61～100	275円
75	25,930円	101～300	295円
100	53,800円	301～1,000	305円
150以上	75,000円	1,001以上	315円

【計算例】 口径20mmのメーターを使用し、2カ月（定例検針）で55m³使用の場合

●上記の料金は1カ月分なので、1カ月ごとに計算したものを合計します。



28m³ (1カ月分) の計算

基本料金	900.0円
従量料金	
1m ³ ～ 8m ³	5円× 8m ³ = 40.0円
9m ³ ～20m ³	125円×12m ³ =1,500.0円
21m ³ ～28m ³	155円× 8m ³ =1,240.0円
小 計	3,680.0円
消費税	368.0円
合 計	4,048.0円…A

27m³ (1カ月分) の計算

基本料金	900.0円
従量料金	
1m ³ ～ 8m ³	5円× 8m ³ = 40.0円
9m ³ ～20m ³	125円×12m ³ =1,500.0円
21m ³ ～27m ³	155円× 7m ³ =1,085.0円
小 計	3,525.0円
消費税	352.5円
合 計	3,877.5円…B

2カ月あたりの水道料金 A+B=7,925円 (1円未満切捨て)

◆水道料金単価表 (全口径)《浴場用・一時用》

(1カ月につき・消費税抜き)

用途区分	基本料金	従量料金 (1m ³ につき)	
浴場用	3,750円(100m ³ まで)	101m ³ 以上	47円
一時用	2,500円(10m ³ まで)	11m ³ 以上	355円

下水道使用料のしくみ

下水道使用料には、基本使用料と従量使用料の二部料金制を採用しています。下水道への排水量は、上水道の使用水量に基づいて算出しています。

下水道使用料の算出

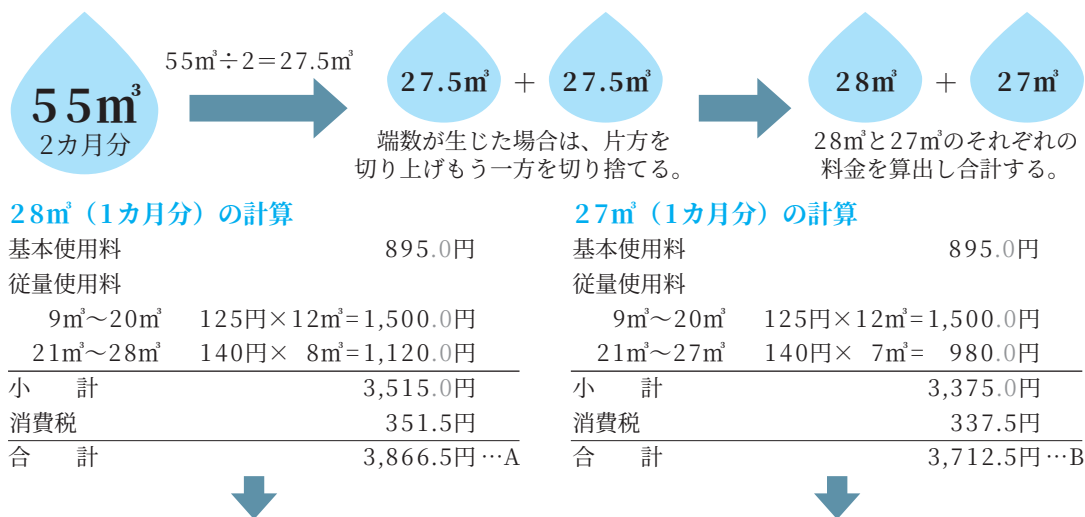
◆下水道使用料単価表《一般汚水》

(1カ月につき・消費税抜き)

基本使用料	従量使用料	
	排水量 (m ³)	使用料 (1m ³ につき)
895円 (8m ³ まで)	9～20m ³	125円
	21～30m ³	140円
	31～60m ³	160円
	61～100m ³	175円
	101～300m ³	195円
	301～1,000m ³	215円
	1,001～5,000m ³	230円
	5,001m ³ 以上	260円

【計算例】 2カ月（定例検針）で55m³使用の場合（全口径）

●上記の使用料は1カ月分なので、1カ月ごとに計算したものを合計します。



2カ月あたりの下水道使用料 A+B=7,579円（1円未満切捨て）

◆下水道使用料単価表《公衆浴場汚水》

(1カ月につき・消費税抜き)

公衆浴場汚水	1m ³ につき8円
--------	-----------------------

3 漏水について

定期的に漏水の点検をしましょう

漏水を放置すると「貴重な水」がムダになるだけでなく、水道料金・下水道使用料も高額になります。水道の使い方は変わらないのに、前回の検針に比べて急に水道の使用水量が増えたときは、漏水の可能性があります。漏水の発見は、水道メーターで確認することができま

すので、定期的に点検を行うようにしましょう。

漏水チェックの方法（P.13「水道メーターの読み方」参照）

1. 水道の蛇口を全部閉めます。
2. 水道メーターのパイロット部分をしばらく見て、回転しているかどうか確認します。
3. パイロットが回っていたら、どこかで漏水している可能性があります。

宅地内漏水修理について

宅地内の給水装置修理などを行えるのは、座間市指定給水装置工事事業者のみとなります。また、修理にかかる費用は、所有者（管理者）又は使用者のご負担になります。あらかじめ業者から見積りを取り、工事内容や費用について十分な説明を受けることをお勧めします。

漏水修理後、修理箇所や漏水した水量等により、料金の一部を減額する制度があります。（制度については、P.7「漏水に係る使用水量の認定制度について」をご覧ください。）

【漏水の修理を依頼する場合】

- 座間市指定給水装置工事事業者
（担当へお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。）

漏水について
詳しくは
こちら



担当：水道施設課工務係 046-252-7519

水が出ないときは

自分の家だけ出ないとき

- メーターボックスの中にあるメーターバルブが開いているかどうかを確認してください。
- ※お支払いが滞った場合、給水を停止することがありますが、その場合は事前に通知いたします。

担当：経営総務課料金係 046-252-8541

ご近所一帯が出ないとき

- 水道工事や漏水事故などで断水している場合がありますので、担当へご連絡ください。また、大規模断水などについては、市ホームページでお知らせする場合があります。水道工事で水を止めるときは、事前にチラシや広報車などでお知らせします。
- 受水槽（貯水槽）を設置しているお宅（マンションなど）については、ポンプの故障などで水が出ない場合が考えられます。管理人又は管理会社へお問い合わせください。

断水情報
ホームページは
こちら



担当：水道施設課工務係 046-252-7519

水が止まらないときは

蛇口を閉めても止まらないとき

パッキンの劣化などの原因が考えられます。メーターバルブを閉めて、給水装置工事業者に修理を依頼してください。

トイレの水がとまらないとき

トイレの水が止まらなくなった場合は、トイレのタンク手前の元栓で水を止めて、給水装置工事業者に修理を依頼してください。

ご注意ください！こんなところの漏水！！

トイレ

- 使用前に便器内に水が流れている。
- 水が流れる音がしている。

太陽温熱水器

- 雨が降っていないのに屋根が湿っている。あるいは、雨どいに水が流れている。

給湯器（ボイラー、電気温水器など）

- 給湯器の下がいつも濡れている。
- お湯を使っていないのに絶えずモーターが動いている。
- 排水バルブから水が流れている。

その他

- 晴れているのに配管部分の壁や地面がいつも濡れている。
- 排水マスにいつもきれいな水が流れている。
- 蛇口から水が落ちている。
- 受水槽（貯水槽）から水が漏れている。

漏水調査にご協力を

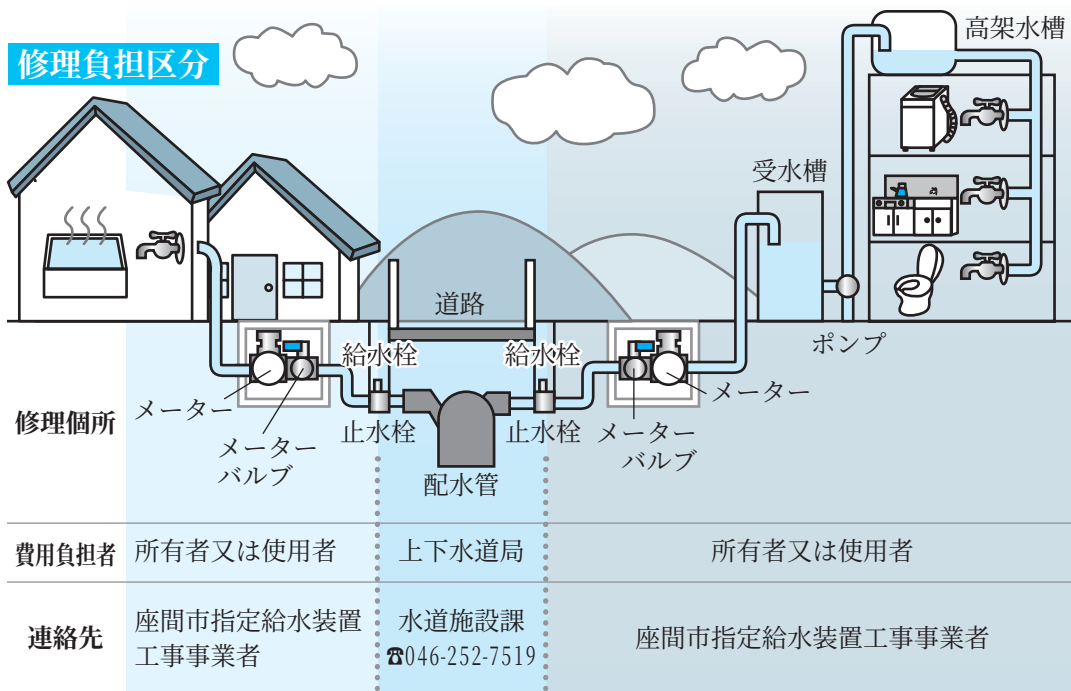
毎年、上下水道局では漏水調査を行っています。作業中は、委託業者がメーター又は周辺部に音聴棒を当てて漏水の音の有無を調べますので、お客様のご家庭を訪問させていただくことがあります。皆様のご協力をお願いします。

なお、委託業者が訪問するときには、必ず座間市公営企業管理者発行の「身分証明書」を携帯していますので、提示を求め、ご確認ください。

担当：水道施設課工務係 046-252-7519

漏水を見つけたら

漏水の故障箇所によって修理の施工者が異なります。下の図を参考に費用負担者及び連絡先をご確認ください。



故障箇所はどこ？	負担区分	連絡先
道路上（止水栓より道路側）まで	上下水道局 ※自然漏水に限る	座間市上下水道局水道施設課
宅 地 内	所有者又は使用者が異なる場合は、双方で確認してください。	座間市指定給水装置工事業業者
蛇 口		
水洗トイレ		機器メーカー又は販売店
湯沸かし器		
太陽熱温水器	所有者又は管理者	所有者又は管理者
マンションやビルの受水槽以降の設備		

公道の水道管の漏水

道路上（止水栓より道路側）で漏水を見つけたら、担当（土曜・日曜日、祝日及び平日の業務時間以外は市役所の代表番号）へご連絡ください。また、座間市LINE公式アカウントでも随時受付付けております。（LINE友だち追加の2次元バーコードは、P.2「届け出について」内のLINE公式アカウントからの申請をご参照ください。）

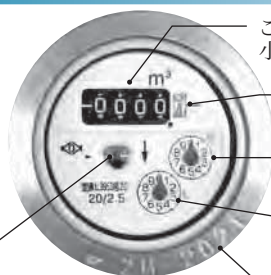
担当：水道施設課工務係 046-252-7519
座 間 市 役 所 046-255-1111(代)

4 水道のしくみ

水道メーターの読み方

メーターの「検針」は2カ月ごとに検針員がお伺いして、使用水量を調べます。

検針時のメーター指示数から前回の検針時のメーター指示数を差し引いた水量がお客様の使用水量です。



ここが水量の指示数です。
小数点以下は切捨てて請求します。

この数字は、立方メートル未満を表示しています。

このメーターの単位は、10リットルです。

このメーターの単位は、1リットルです。

パイロット
左側の銀色のボタンのようなものはパイロットといい、水を使用しているときは回転しています。水を使用していないのに回転している場合は、漏水の可能性があります。

メーター番号
上下水道局で取り付けているメーターには、本体外枠及びフタの上部にメーター番号を刻印してあります。

水道メーターの交換にご協力を

水道メーターの有効期間は、計量法により製造日から8年間と定められています。このことに伴い、上下水道局では有効期間が満了になる前にメーターの交換を無料で行っています。

交換について

1. 該当するお客様には、事前に「水道メーター交換のお知らせ」を送付します。
2. お客様がご不在の場合でも、交換をさせていただきます。なお、交換作業を行った場合は交換作業が終わったお知らせを置いていきます。
※立ち会いは必要ありませんが、希望する方は担当へご連絡ください。
3. 交換作業は、上下水道局で委託した業者がお伺いします。
ご不審な場合は「受託者証」の提示を求め、ご確認ください。
4. 作業時間は、一般家庭用メーターで15分程度ですが、その間は水が使用できません。
5. 交換後は、バケツ1杯程度の水を流してから飲用にお使いください。



交換はメーター本体のみです。交換作業は無料で行いますが、メーター本体以外の修理費用については、所有者又は使用者の負担になります。

担当：経営総務課料金係 046-252-8541

貯水槽水道の清掃と法定検査

受水槽にいったん水道水を貯めてから、ポンプや高架水槽を使用し、給水する施設を貯水槽水道といいます。受水槽以降の施設と水質の管理は、貯水槽水道の設置者の責任で行うことになります。水道法及び市条例により、貯水槽水道の設置者（管理者）は毎年1回以上定期的に水槽の清掃を行うこと、また水槽の有効容量が8m³を超える貯水槽水道の設置者は、清掃に加え、毎年1回以上定期的に登録（指定）検査機関の検査を受けることが義務付けられています。安心して水道水が飲めるよう、前回の清掃及び検査の時期を確認し、適切な時期に清掃及び検査を行うようにしてください。

担当：生活安全課環境保全係 046-252-8214

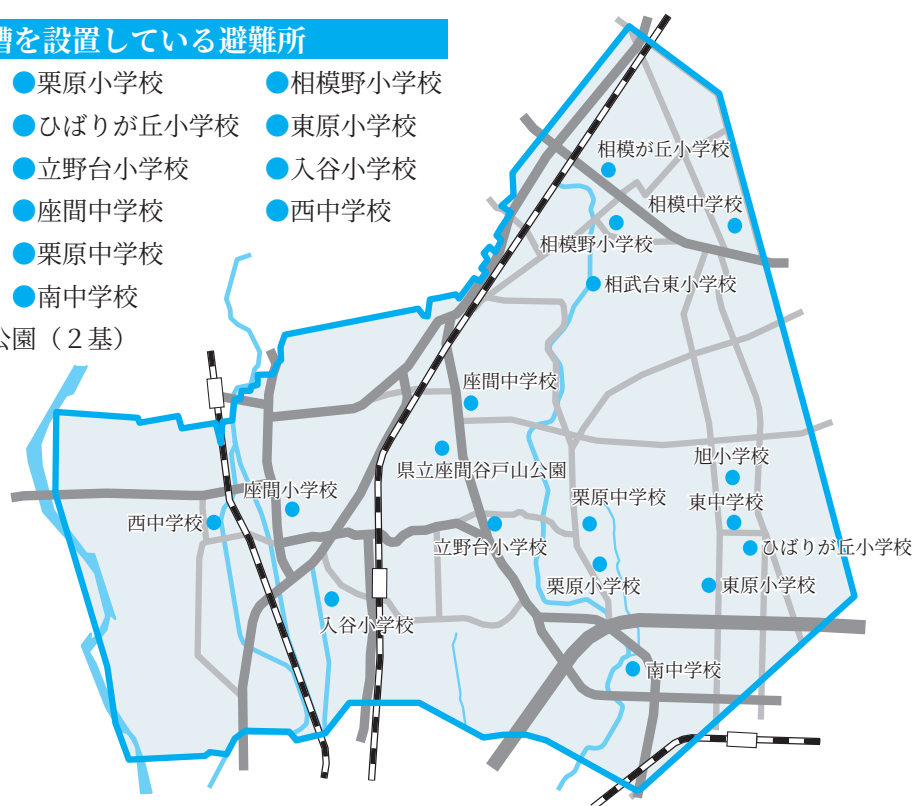
5 災害に備えて

非常用飲料水貯水槽

座間市では、地震など災害が起こったときのために、各小・中学校の校庭などの地下に貯水槽を設置（17箇所、18基）し、1基あたり40m³～60m³、合計約900m³の水道水を確保しています。また、水道施設に設置されている配水池にも約25,000m³の飲料水が確保できます。

貯水槽を設置している避難所

- 座間小学校
- 栗原小学校
- 相模野小学校
- 相武台東小学校
- ひばりが丘小学校
- 東原小学校
- 相模が丘小学校
- 立野台小学校
- 入谷小学校
- 旭小学校
- 座間中学校
- 西中学校
- 東中学校
- 栗原中学校
- 相模中学校
- 南中学校
- 県立座間谷戸山公園（2基）



ご家庭では

1日に必要とされている飲料水の量は、1人あたり3リットルとされています。災害により断水になった場合は、復旧までに時間がかかることが予想されますので、最低3日分、可能であれば7日分を日頃から各ご家庭で蓄えておきましょう。

上下水道局では、座間市の地下水を詰めた「ざまみず」アルミボトル缶を製造し販売しております。賞味期限は製造日から3年間と長期保存が可能ですので、災害用備蓄飲料水として最適です。ぜひ、ご家庭での災害用備蓄飲料水としてもご利用ください。「ざまみず」取扱店については、市ホームページをご覧ください。



担当：経営総務課経営係 046-252-7480

6 水を守るために

座間市の水の特徴

相模原市や大和市などの近隣市は神奈川県営水道の給水区域で、その水源は主に河川などの表流水であるのに対して、座間市の水道水は、地下水を主な水源としています。座間市の地下水は、河川水に比べると水質には大変恵まれていて、浄水場の必要がなく、水質基準に基づく消毒を行うことで各ご家庭に供給できます。

座間市の水の特徴

- ミネラルを多く含む（中硬水）
- 酸・アルカリのかたよりが少ない（中性）
- 年間を通じて水温が安定している など

国内では河川などの表流水を水源としている水道が多く、また、日本の河川は距離が短く土壌や岩石からミネラル分が溶け出す時間も少ないため、ミネラル含有量の少ない軟水が中心となっています。しかし、座間市では地下水を取水源としているため、ミネラル含有量の多い中硬水を供給しています。中硬水は、コクがあり、まろやかな味で、シチューなど肉の煮込み料理や洋食にも向いているとされています。

水の環境保全

地下水は自然の恵みですので、大気汚染や土壌汚染、都市化による緑の減少などの影響を受ける場合があります。地下水だけでなく、神奈川県営水道の水源となっているダム湖や河川をはじめとする県内の水を育む水源環境においても、森林の荒廃や上流域での生活排水対策の遅れなどによる影響が心配されています。

そこで神奈川県では、水源環境の保全・再生に向けた取り組みをするため、個人県民税の超過課税を行っています。座間市では平成19年度から平成22年度までの4か年で、市の主水源である第一水源に隣接している土地を約0.78ha取得し、水源涵養地として保全しています。その財源の一部に「神奈川水源環境保全・再生市町村補助金」が活用されています。

座間市では平成10年4月に「座間市の地下水を保全する条例」を制定し、水源環境の保全に取り組んでいます。市民の皆様におかれましても、ご理解とご協力をお願いいたします。

7 よくある質問



Q1 水が出ない。

→家の中に水が届くまでには、止水栓、メーターバルブと少なくとも2箇所の水栓があります。これらの水栓が閉じていないかご確認ください。

Q2 水が出ない。(マンション・アパート)

→3階以上の建物の場合は、受水槽が設置されていることがあります。ポンプ設備の異常や不具合が原因の場合もありますので、まず管理会社にご連絡ください。

Q3 水の出が悪い。

→湯沸かし器や浄水器、ご家庭の水道管や給水器具にはサビなどが混入しないようにストレーナーが取り付けられている場合があります。このストレーナーが目詰まりを起こし、水の出が悪くなる場合がありますので、点検・清掃をお願いします。

Q4 黒っぽいつぶが出る。水が赤い。

→水道管のサビや、砂つぶが工事等で混じることがあります。しばらく水を出したままにするときれいになります。出した水は、雑用水にお使いください。

Q5 ポットなどに白いカスがつく。

→座間市の水は、地下水を主な水源としています。そのため、天然ミネラル分が豊富に含まれています。白いカスのようなものは、ミネラル分（カルシウムなど）が結晶化したものですから飲んでも問題ありません。

Q6 水が白い。

→よく見ると、小さな空気の泡が見えませんか。水に空気が混じると白く見えます。コップに汲んでおくと澄んだ水に戻ります。もちろん、そのまま飲んでも問題ありませんのでご安心ください。

Q7 急に使用水量が増えた。

→ご家庭内の水道管で漏水しているかもしれません。P.10「漏水について」を参照し、漏水していないかご確認ください。

Q8 庭が濡れている。

→晴天続きなのに庭がいつも濡れている場合は、庭で漏水している可能性があります。座間市指定給水装置工事事業者へご相談ください。

Q9 ガタガタ音がする。

→蛇口のパッキンや水栓コマが傷んでくると、ガタガタ音がすることがあります。座間市指定給水装置工事事業者へご相談ください。

Q10 何もしていないのにガタンと音がする。

→水洗便所や洗濯機などの水栓が閉じた場合、水道管の中の圧力が急に変わり蛇口で音がすることがあります。通常は問題ありませんが、音が変わったり回数が増えるようでしたら、座間市指定給水装置工事事業者へご相談ください。

座間市役所 TEL 046-255-1111(代)

経営総務課 FAX 046-257-4155

経営総務課経営係 TEL 046-252-7480

経営総務課経理係 TEL 046-252-7513

経営総務課料金係 TEL 046-252-8541

水道施設課 FAX 046-252-8320

水道施設課管理係 TEL 046-252-7509

水道施設課工務係 TEL 046-252-7519

座間市ホームページ

<https://www.city.zama.kanagawa.jp/>

関係機関

水道料金お客様センター

TEL 046-266-5520

FAX 046-266-5524

座間市管工事業協同組合

TEL 046-251-5179